Ⅵ 参考資料



「教え育てる道徳教育」指導資料

とちぎの子どもたちへの教え

~人として、してはならないこと、すべきこと~

平成24年1月 栃木県教育委員会

教育基本法において教育の目的として人格の完成が示されています。人格の完成を目指すということは、児童生徒が自由な意思と責任をもって行動し、自己実現を図るとともに、社会の中で他者と関わりながら生きていけるようにすること、即ち、一人一人の社会的自立を目指して一歩一歩育てていくことです。こうした社会的自立の基盤としての道徳性を養うことを目的とする教育活動が道徳教育です。

各学校ではこれまで、道徳教育に力を入れてきているところですが、規範意識の希薄化や責任感の欠如など、道徳性が十分身に付いていない子どもも見られる状況があります。その背景としては、子どもたちに道徳の時間で深めるもと(素地)が備わっていないことが考えられます。

このような状況を踏まえ、県教育委員会では、「人として、してはならないこと、すべきこと」を「とちぎの子どもたちへの教え」として示すこととしました。 これらは、今回の学習指導要領に示された各学年段階での配慮すべき重点を踏まえ、子どもたちの社会的自立に向けて、発達の段階に応じて重点化したものであり、学校や社会で生活する上で、ぜひ身に付けてほしい事項です。

先生方には、この「とちぎの子どもたちへの教え」を基に、 日常的な生活場面等を含むあらゆる教育活動の中で、繰り返し 「だめなものはだめと教える」、あるいは「教えるべきことは しっかりと教える」ことにより、道徳的行為が子どもたちの内面 から自発的に現れるよう道徳性を育んでいただくために、この リーフレットを作成しました。



~人として、してはならないこと、すべきこと~ とちぎの子どもたちへの教え

- 各学校では、児童生徒、学校及び地域の実態を考慮し、適宜、事項を追加するなどして、 指導を行うことが重要です。 0
- 家庭や地域社会においても積極的に「教える」ことが効果的であり、学校と家庭や地域 社会とが連携を図りながら推進していくことも大切です。 0



集団や社会のきまりを守り、身近な人々と 協力し助け合う態度を身に付けること

みんなの ために働く 6 まりを守る 約束や 友だちと 助け合う

嫌がられることをしない 過ちを素直 に改める

人のものをとっている。

161

つかない h 21

人の悪口を 言わない

ふるわない 人に暴力を

自分の役割 果たす

16

集団の中で

自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、 自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解

社会に生きる日本人としての自覚を身に付け を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際

るようにすること

法やきまりの 理解を深める

法やきまりの意義を理解すること、相手の 立場を理解し、支え合う態度を身に付けるこ と、集団における役割と責任を果たすこと、 国家・社会の一員としての自覚をもつこと

助け合。 法やきまりの 意義を理解する

161 NO

福 رد

わきまえ

異なる立場を大切にする

地域社会の 5 一員としての ريد 自覚を

E P

自他の生命を尊重する

様々な集団の 意義について 理解する 時と場合に応 じた適切な 言動をとる

【推進に当たっての留意点】

- 学校生活全体で、機会を捉えて教える。
- ○「分かっているはず」と思い込まない。
- 学校全体で共通理解を図り、同一歩調で進める。 家庭や地域社会への協力を呼びかける。 0

あいさつなどの基本的な生活習慣、社会生 活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人

間としてしてはならないことをしないこと

あいさつ

16 40 121

道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行われ、 そこで道徳性が養われます

「とちぎの子どもたちへの教え」は、道徳教育の一環として、 学校の教育活動全体で、意図的、計画的に、繰り返し指導していきます



「とちぎの子どもたちへの教え」は、これまでも学校の教育活動の様々な場面で指導してきました。

今後は、より一層、意図的、計画的に、道徳の時間はもとより、各教科、 外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動、日常的な学校生活の場面 等を含め、あらゆる教育活動を通じて繰り返し指導していくことが大切です。

道徳の時間では、児童生徒一人一人が 道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考え(小学校)や 道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚(中学校)を 深めることが重要です

道徳の時間は、児童生徒一人一人が、自己を見つめ、

主体的に道徳的実践力を身に付けていく時間です

道徳の時間は、学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によって、それらを補充・深化・統合する場であり、道徳的実践力を育成することをねらいとしています。

つまり、学校の教育活動全体で指導される「とちぎの子どもたちへの教え」も、道徳の時間において補充・深化・統合することが求められます。

その際には、児童生徒がねらいに含まれる道徳的価値について主体的に 考えられるようにすることが大切です。



とちぎの教育が目指す子ども像の実現に向けて 「とちぎの子どもたちへの教え」を 子どもたち一人一人に身に付けさせていきましょう

とちぎ教育振興ビジョン(三期計画) 【教育目標】

とちぎの教育が 目指す子ども像

- 心身ともに健康な子ども
- 主体的に考え表現できる子ども
- ねばり強く頑張る子ども
- 自他の存在を尊重し協同する子ども
- すすんで社会とかかわり行動する子ども

栃木県教育委員会事務局学校教育課

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 TEL 028-623-3392 FAX 028-623-3399 本資料は、栃木県ホームページからダウンロードができます。

http://www.pref.tochigi.lg.jp/kyouiku/gakkoukyouiku/shou_chuugakkou/index.html



(別紙)

「とちぎの子どもたちへの教え」の活用に当たって

栃木県教育委員会事務局学校教育課

小・中学校の先生方がリーフレットを活用するに当たっては、次のことに留意くださる ようお願いいたします。

1 「とちぎの子どもたちへの教え」の自校化について

リーフレットに示した「とちぎの子どもたちへの教え」については、学校・学年・ 学級及び児童生徒の実態や課題と関連付けをし、どのような場面でどのように指導を していくのかを検討して、繰り返し教えていくことが大切です。

そのためには、次年度の道徳教育全体計画を立てる際、「とちぎの子どもたちへの教え」を踏まえて、道徳教育や各学年の重点目標を設定し、自校の実態に応じた活用ができるようお願いします。

なお、その際、児童生徒、学校及び家庭・地域の実態に応じて、「とちぎの子どもたちへの教え」に指導すべき事項を追加するなどして、活用を図ることも考えられます。

2 児童生徒への個別指導の対応について

日常的な生活場面等の中で、「とちぎの子どもたちへの教え」に示す「人として、 してはならないこと」をしてしまった子どもの行動に対して、後回しにするのではな く、その場で端的に戒めたり論したりするなど、その場面における適切な対応を行う ことが重要です。

指導されたことが理解できなかったり、納得できていなかったりする場合には、少し時間を置いた上で、共感的な態度で、その行動の根本にある子どもの心の葛藤等と向き合ったり、教師間で子どもの抱える問題について話し合ったりするなど、その背景を明らかにし、その上で、子どもに継続的に関わったり、温かく見守ったりしていくことが大切になります。

〈指導事例集の配布〉

平成24年度は、「とちぎの子どもたちへの教え」に示した事項について、学校の教育活動の中で教えていく場面を想定した指導事例集を作成し、各学校へ配布する予定です。

今年度は、上記に示した留意事項に従って取り組まれるようお願いいたします。

Ⅲ 「とちぎの子どもたちへの教え」指導事例集作成委員

(所属、役職等は平成 24年 12月末日現在)

	氏 名	所属・役職等
1	渡邊敦子	宇都宮市立戸祭小学校 教諭
2	柳結実	日光市立今市小学校 教諭
3	栁 田 はるみ	真岡市立真岡小学校 教諭
4	野尻利枝	栃木市立東陽中学校 教諭
5	石 塚 久 恭	高根沢町立阿久津小学校 教諭
6	馬場真澄	那須塩原市立黒磯北中学校 教諭
7	米 田 友 紀	佐野市立飛駒小学校 教諭
8	腰塚雅之	河内教育事務所 指導主事
9	清水仁美	上都賀教育事務所 指導主事
1 0	青 柳 晋 作	芳賀教育事務所 指導主事
1 1	髙田裕子	下都賀教育事務所 指導主事
1 2	鈴 木 厚 子	塩谷南那須教育事務所 副主幹
1 3	大 谷 雅 典	那須教育事務所 指導主事
1 4	上野善巳	安足教育事務所 指導主事
1 5	金 敷 美由紀	総合教育センター 副主幹
1 6	小栗和彦	" 指導主事
1 7	関 口 健太郎	#導主事 ##

なお、学校教育課においては、次の者が事務局員として本書の編集に当たった。

 課長
 齋
 藤
 宏
 夫

 主幹
 高
 山
 芳
 樹

 課長補佐
 田
 村
 一
 一

 副主幹
 市
 村
 政
 幸

 期
 堀
 江
 賢

 指導主事
 村
 石
 紀代美

 期
 青
 木
 孝

関連資料

学習指導要領解説 道徳編

小学校学習指導愛領解説

± 2847€

小学校



中学校

情報モラル育成資料集



学業指導の充実に向けて



栃木県版 心のノート



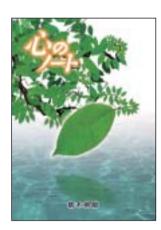
小学校1・2年



小学校3・4年



小学校5・6年



中学校

子どもたちの規範意識を育てるための ルール・マナー教材集



【幼・小編】

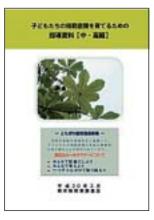


【中・高編】

子どもたちの規範意識を育てるための 指導資料



【幼・小編】



【中・高編】



いきいき栃木っ子3あい運動 学びあい、喜びあい、はげましあおう

「教え育てる道徳教育」指導資料 「とちぎの子どもたちへの教え」指導事例集

平成25年3月発行

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

栃木県教育委員会事務局学校教育課

TEL 028-623-3392

FAX 028-623-3399

http://www.pref.tochigi.lg.jp/m04/education/gakkoukyouiku/shouchuu/doutoku.html

【ホーム>教育・文化>学校教育>小・中学校>「教え育てる道徳教育」指導資料】